



【 自然災害発生時におけるBCP 】

（Ⅳ章 自然災害BCPの作成：①総論編）



株式会社ケアモンスター

代表取締役 田中 大悟

社会福祉士・介護支援専門員



職歴

1998年 医療法人 整形外科病院 MSW (名古屋市)
 (22-28歳) 老人保健施設 支援相談員 (老健施設:2施設の開設に関わる)
 (28-30歳) 居宅介護支援事業所 管理者 兼 介護支援専門員

2006年 社会福祉法人 特別養護老人ホーム (石川県小松市)
 (30-31歳) 経営企画室:生活相談員 兼 介護支援専門員

2007年 医療法人 脳神経外科病院 (石川県金沢市)
 (31-35歳) 地域連携室 主任 MSW / 居宅介護支援事業所 介護支援専門員 兼務
 地域連携室の立上 / 退院支援・退院調整 / 病診連・病病連窓口(紹介状管理・データ化)
 回復期病棟立上げ / 病院機能評価対応 /
 ベッドコントロール(医師の入退院の予定と実績のデータ化)/医療経営を学ぶ

2011年 医療法人 小規模診療所 理事 / MS法人 取締役(石川県小松市)
 (35-38歳)

小規模診療所を中心とした地域包括ケアシステムの構築をテーマに下記介護事業の開設・運営を行う
 住宅型有料老人ホーム:3事業 / 訪問介護:1事業 / 居宅介護支援事業:1事業
 通所リハビリ:1事業 / 訪問看護:1事業 / 訪問リハビリ:1事業 / 通所介護:7事業
 認知症共同生活介護: 1事業

2014年 合同会社JAPAN UNITED HOME CARE 設立
 (38歳~) たなかだいご介護・福祉相談室 開設 (独立型社会福祉士事務所)
 居宅介護支援事業所の運営・コンサル事業・セミナー事業

2018年11月 株式会社ケアモンスター 代表取締役 (社名変更)
 今の福祉事業の概念を壊しながら、「新しい価値」と「新しい仕組み」を創造する！！

2012年09月 (石川県)加賀脳卒中地域連携協議会 理事

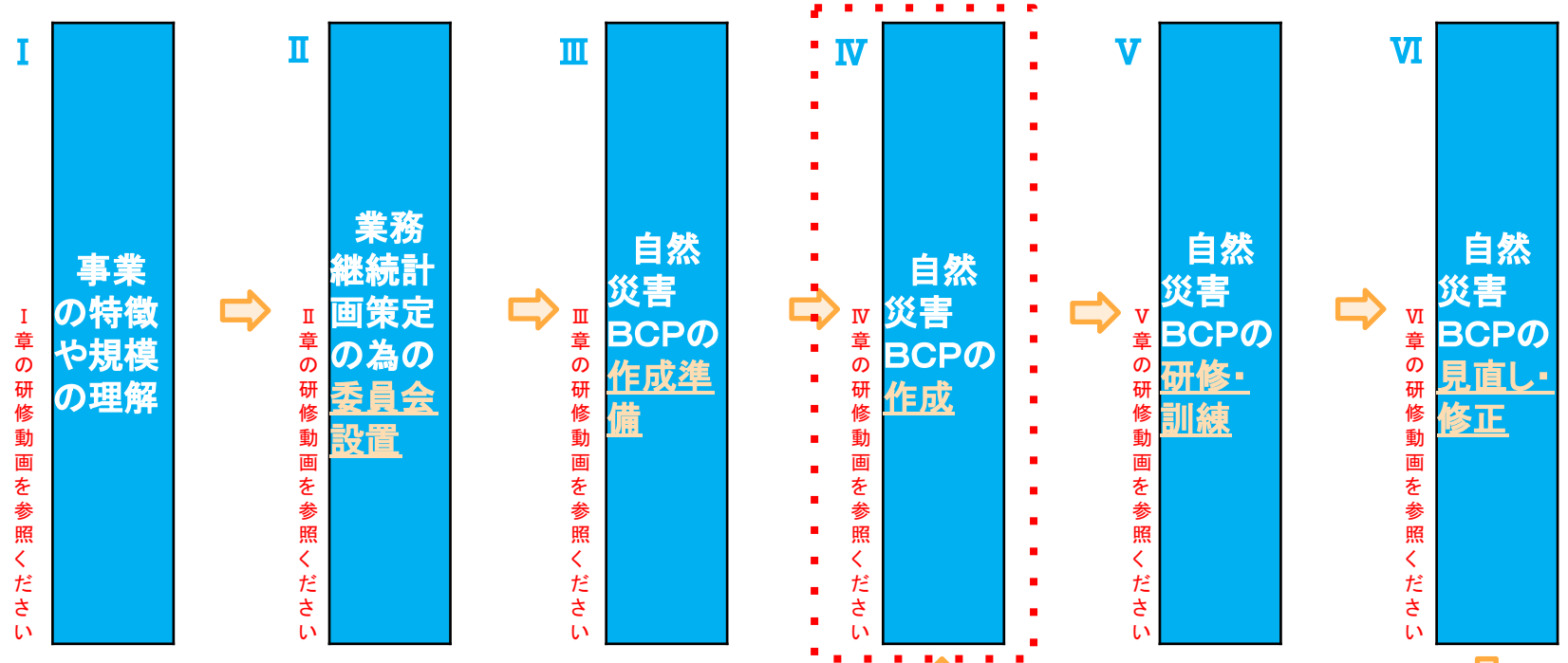
2013年12月 日本介護福祉経営人材教育協会 北信越支部 理事

2017年03月 日本デイサービス協会 監事

著書**2017年1月** 介護施設での生活相談員の仕事 (ナツメ社)

はじめに

事業継続マネジメントにおけるPDCAサイクルのイメージ



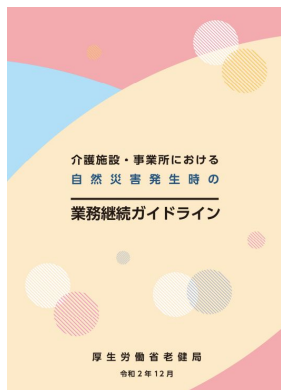
はじめに

自然災害BCPの作成に関する全体像

0. 表紙(事業所の前提理解)

1. 総論

- (1)基本方針
- (2)推進体制
- (3)リスクの把握
- (4)優先業務の選定
- (5)研修・訓練の企画



2-Ⅰ. 平常時の対応

- (1)建物・設備の安全対策
- (2)電気が止まった場合の対策
- (3)ガスが止まった場合の対策
- (4)水道が止まった場合の対策
- (5)通信が麻痺した場合の対策
- (6)システムが停止した場合の対策
- (7)衛生面(トイレ等)の対策
- (8)必要品の備蓄
- (9)資金手当て

2-Ⅱ. 平常時の対応【訪問・通所サービス固有事項】

- (1)【訪問・通所】緊急連絡先の把握
- (2)【訪問・通所】居宅介護支援事業所と連携
- (3)【訪問】利用者宅を訪問中の発災への備え
- (4)【訪問】移動中の発災への備え
- (5)【訪問・通所】避難方法や避難所に関する情報把握

2-Ⅲ. 災害が予想される場合の対応

【訪問・通所サービス固有事項】

- (1)台風などで甚大な被害が予想される場合
 - ①サービスの休止・縮小・前倒し等の基準
 - ②居宅介護支援事業所への情報共有

3-Ⅰ. 緊急時の対応

- (1)BCP 発動基準
- (2)行動基準
- (3)対応体制
- (4)対応拠点
- (5)安否確認
- (6)職員の参集基準
- (7)施設内外での避難場所・避難方法
- (8)重要業務の継続
- (9)職員の管理
- (10)復旧対応

3-Ⅱ. 緊急時の対応【訪問・通所サービス固有事項】

- (1)【訪問・通所】サービス提供を長期間休止する場合
- (2)【訪問】あらかじめ検討した対応方法に基づく対応
- (3)【通所】利用中に被災した場合

4. 他施設との連携

- (1)連携体制の構築
- (2)連携対応

5. 地域との連携

- (1)被災時の職員の派遣
- (2)福祉避難所の運営

目次構成

はじめに	03
目次構成	04
0:表紙の作成(事業所の前提理解)	05
1:総論	08
(1)基本方針	09
(2)推進体制	10
(3)リスクの把握	11
(4)優先業務の選定	
(5)研修・訓練の企画	
おわりに	15

0：表紙の作成（事業所の前提理解）

自然災害発生時におけるBCP：Ⅳ章 自然災害BCPの作成：①総論編

0：表紙の作成（事業所の前提理解）

自然災害発生時におけるBCP 表紙のサンプル例

表紙の作成（事業所の前提理解）については、I章の研修動画で説明しておりますので、そちらをご視聴ください。

表紙(事業所の前提理解) 自然災害発生時における業務継続計画

(1)法人名・代表者 (R〇年 〇月 〇日現在)

法人名	株式会社 ○〇
代表者名	代表取締役 田中 太郎

(2)事業種別・事業所名・所在地・電話番号・管理番号(個別介護種、定員・看護者数、職員数の把握)

事業種別	事業所名・所在地	定員 登録数	職員数	電話番号	管理者名
訪問介護	〇 訪問介護 花々	75	3	00000000	鈴木花子
訪問入浴介護					
訪問看護	〇 訪問看護ステーションすみれ	150	6	00000000	佐藤すみれ
訪問リハビリテーション					
居宅療養管理指導					
通所介護					
通所リハビリテーション					
短期入所生活介護					
短期入所療養介護					
特定施設入居者生活介護					
福祉用具貸与					
特定福祉用具販売					
施設					
介護老人福祉施設					
介護老人保健施設					
介護医療院					
地域					
夜間対応型訪問介護					
認知症対応型通所介護					
小規模多機能型居宅介護					
認知症対応型共同生活介護					
特定施設入居者生活介護					
介護老人福祉施設入所者生活介護					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
看護小規模多機能型居宅介護					
地域密着型通所介護					
居宅介護支援事業					

(3)サービスの事業の特性(利用者の心身の状況の把握) (R〇年 〇月 〇日現在)

事業種別	要介護別利用者の人数					生活 状況	身体・精神上 の支援	自立移 動が困難 有	認知障 害が困難 有	意思疎 通が困難 有	その他特記事項
	要 1	要 2	要 3	要 4	要 5						
訪問介護	〇	1	10	10	8	3	75	38	18	13	
訪問入浴介護											
訪問看護											
訪問リハビリテーション											
居宅療養管理指導											
通所介護											
通所リハビリテーション											
短期入所生活介護											
短期入所療養介護											
特定施設入居者生活介護											
福祉用具貸与											
特定福祉用具販売											
施設											
介護老人福祉施設											
介護老人保健施設											
介護医療院											
地域											
夜間対応型訪問介護											
認知症対応型通所介護											
小規模多機能型居宅介護											
認知症対応型共同生活介護											
特定施設入居者生活介護											
介護老人福祉施設入所者生活介護											
定期巡回・随時対応型訪問介護看護											
看護小規模多機能型居宅介護											
地域密着型通所介護											
居宅介護支援事業											

(4)サービスにおける業務内容・業務手順(業務優先度) (R〇年 〇月 〇日現在)

職種	業務内容と手順	被災時の業務優先度 高・中・低
管理者	利用契約業務・利用者登録 情報共有・指示(申し送り・カンファレンス等) 計画書作成・見直し 苦情・事故・ひやりはつと対応 シフト作成・調整 商品管理・発注 介護請求業務・利用料請求業務 研修企画・実施 衛生管理・感染予防対応・虐待防止 安全管理 サービス提供状況の把握・管理(コンプライアンスの遵守) 職員の健康(メンタル)管理など	高・中・低
計画作成者等	計画書作成・見直し 情報共有・指示(申し送り・カンファレンス等) サービス担当者会議への参加等	
介護員等	情報共有(申し送り・カンファレンス等) 利用者情報の確認 介護業務の実施:健康チェック 介護業務の実施:身体介護・食事介助 介護業務の実施:身体介護・入浴介助 介護業務の実施:身体介護・排泄介助 調理(朝食・昼食・夕食の準備) 洗濯・私物の整理整頓 衛生管理(施設内清掃) 機能訓練 集団体操 役員等・リネン交換 医療・看護処置、服薬管理・介助	

1： 総 論

- (1)基本方針
- (2)推進体制
- (3)リスクの把握
- (4)優先業務の選定
- (5)研修・訓練の企画

1：総論

(1)基本方針

①法人本部の基本方針（事業所が複数ある場合）

・基本方針は優先する事業の選定や地域貢献、その他さまざまな項目を検討する際の原点となるので、

何のためにBCP作成に取り組むのか、その目的を検討して記載する。

②事業所の基本方針（法人本部の基本方針と同じであれば、それらを記載しても構わない。）

・災害において事業所が果たすべき役割を鑑みて検討する。

1. 総論

(1)基本方針

①法人本部の基本方針（複数の事業所がある場合）

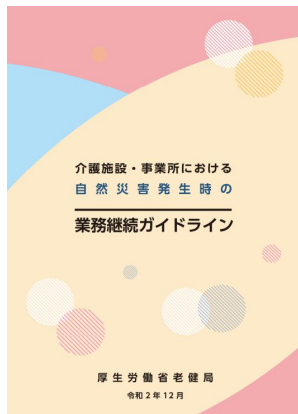
(記載例)

1. 入所者・利用者の安全を最優先で確保する
2. 職員の安全確保する
3. サービスを継続し、経営を維持する(職員の雇用を守る)
4. 地域の避難場所としての機能を果たす

②事業所の基本方針（法人本部の基本方針と同じであれば、それらを記載しても構わない。）

(記載例)

- ・特に災害発生から『3日間の初動対応』について、利用者の安全を最優先で確保するという意識を職員全員で共有し、実践できる体制構築に努める



1：総論

(2)推進体制

- ①災害対策は一過性のものではなく、**継続して取り組む必要があります**、継続的かつ効果的に取組を進めるために**委員会等の推進体制を構築**することが好ましい。
 - ②事業所の実情に即して、既存の委員会などの検討組織を活用することも有効。
- ※BCPで定める計画内容を委員会等で、役割の分業化を推進し、例えば**管理者等の一人に負担が偏らないようにし、多くの職員が関与することが効果的**とされています。

委員会の構成メンバーと役割のサンプル例

第〇条（委員会における実務）委員会における役割と実務については以下のように構成する。

BCP委員長	:委員会の開催・招集を行う・BCP作成の取りまとめを行う		
研修・訓練係	:研修企画や実施・訓練などを行う。また訓練等で洗い出された課題をBCPに反映する。		
情報係	:行政と連絡をとり、正確な情報の入手を行う(ハザードマップ等リスク把握・分析)		
対策立案係	:BCP作成に必要な分析を行い対策の立案を行う		
	「平常時」の対応	「緊急時」の対応	他施設との連携
	1:建物・設備の安全対策 2:電気が止まった場合の対策 3:ガスが止まった場合の対策 4:水道が止まった場合の対策 5:通信が麻痺した場合の対策 6:システムが停止した場合の対策 7:衛生面(トイレ等)の対策 8:必要品の備蓄対策 9:資金手当て対策	1:BCP発動基準 2:行動基準 3:対応体制 4:対応拠点(緊急時対応体制の拠点) 5:安否確認 6:職員の参集基準 7:施設内外での避難場所・避難方法 8:重要業務の継続 9:職員の管理 10:復旧対応	1:連携体制の構築 2:連携対応
			地域との連携
			1:被災時の職員の派遣 2:福祉避難所の運営

「推進体制」については、Ⅱ章の研修動画で説明しておりますので、そちらをご視聴ください。

1：総論

(3)リスクの把握

①ハザードマップなどの確認

- ・事業所などが所在する自治体などが公表しているハザードマップ等を貼り付け可視化する。
- (地震、浸水・津波、風水害など災害リスクの頻度や影響度は事業所などの立地によるところが大きい為、事業所毎に可視化する)
- ・これらのハザードマップなどを確認し、これら**災害リスクを把握**したうえで**事業所に応じた対策を検討**することが有効と考えられます。
- ・下記のサンプルは震度分布図や津波におけるハザードマップですが、この他にも浸水深想定、液状化の想定など様々なハザードマップが各自治体から提供されており、一通り確認し、BCP(事業継続計画)に貼り付けておくことが有用です。
- ・ハザードマップ類は見直しが行われることがあるので、定期的に確認し変更されていれば差し替えることも必要。

(3)リスクの把握

①ハザードマップなどの確認 (サンプル)

1:地震

2:浸水・津波

ハザードマップポータルサイト

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

ハザードマップポータルサイト
～身のまわりの災害リスクを調べる～

使い方 | 利用規約 | よくある質問 | 相談窓口

重ねるハザードマップ
～災害リスク情報などを地図に合わせて表示～
洪水、土砂災害、崖崩、津波のリスク情報、避難所情報、土地の特徴、盛り立地などを地図や写真に自由に重ねて表示できます。

地図を見る

場所を入力
例：茨城県つくば市北部 1 / 国土地理院

表示する情報を選ぶ

- 洪水(想定最大規模)
- 土砂災害
- 高層(想定最大規模)
- 津波(想定最大規模)
- 避難所情報
- 地形分層

過去の代表的な災害事例をみる

わがまちハザードマップ
～地域のハザードマップを手にする～
各自治体が作成したハザードマップへリンクします。地域ごとの様々な種類のハザードマップを閲覧できます。

地図で選ぶ

まちを選ぶ
石川県 | 小松市

自然災害発生時におけるBCP：Ⅳ章 自然災害BCPの作成：①総論編

1：総論

(3)リスクの把握

②被災想定

気象庁は、平成21年3月31日より改定した「[気象庁震度階級関連解説表](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/kaisetsu.html)」の運用を開始しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/kaisetsu.html>

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。 眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が、倒れることがある	電線が大きく揺れる。 自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ 棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定な物は倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。 電柱が揺れるのがわかる。 道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。 固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、 はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し 倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、 飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。 補強されているブロック塀も破損するものがある。

1：総論

(3)リスクの把握

②被災想定

★自治体から公表されているインフラ等の被災想定を**把握し、整理する**。

気象庁震度階級関連解説表 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/kaisetsu.html>

【地震によるライフライン・インフラ等への影響の記載例】

・鉄道の停止、高速道路の規制等 震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 (安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)	・ガス供給の停止 安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
・断水の発生 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水が発生することがある	・電話等通信の障害 揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況が起こることがある。 震度6弱程度以上などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
・停電の発生 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、停電が発生することがある	

★これらの被災想定から事業所の設備等を勘案して**時系列で影響を想定する**。

【地震による被災想定記載例】

災害	直後	1日目	7日目	1か月後
地震:震度7	停電・断水・建物破損	安全確保・生命維持	水道・電気復旧	後かたづけ・修繕
地震:震度6強	停電・断水・建物破損	安全確保・生命維持	水道・電気復旧	後かたづけ・修繕
地震:震度6弱	家具が倒れる・停電	安全確保	後かたづけ・修繕	復旧
地震:震度5強	窓ガラスが割れる	後かたづけ・修繕	復旧	—
地震:震度5弱	食器類が落ちる	復旧	—	—

※上記のように可視化することで被災時における事業所の状況が見える化でき、各種対策を検討していく上での資料となります。

1：総論

(3)リスクの把握

②被災想定

★ガイドラインでは、「自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ、時系列で整理することを推奨する。」とされています。

【自施設で想定される影響例：震度5強の場合】

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	停電： 自家発電機 →		復旧						
EV	自動 停止	業者安全 確認依頼	復旧						
飲料水	断水	ペット ボトル水	ペット ボトル水	復旧					
生活用水	断水	浴室の 貯水利用	浴室の 貯水利用	復旧					
ガス									
携帯電話									
メール									

1：総論

(4)優先業務の選定

①優先する事業(*単一事業のみを運営している場合、本項目は割愛する。)

- ・複数事業を運営する事業所では、どの事業(入所、通所、訪問等)を優先するのか、法人本部と連携し、決定しておく。
(どの事業を縮小・休止するか)
- ・資源が限られた状況下では、すべての事業を継続することが困難な状況が考えられる為、優先すべき事業を決めておく。
- ・各法人の中核事業や、入所施設などのサービス(休止することができない事業)が優先されると考えられる。

<優先する事業>

- (1)
- (2)
- (3)

<当座停止する事業>

- (1)
- (2)
- (3)

1：総論

(4)優先業務の選定

②優先する業務

- ・被災時に限られた資源を有効に活用するために、優先する事業からさらに踏み込み、優先する業務について選定しておく。
- ・**優先業務の洗い出し**とともに**最低限必要な職員数**についても検討しておくとう用である。
- ・たとえ災害時であっても、生命を維持するための業務は休止できないことに留意する。

優先業務	必要な職員数							
	朝		昼		夕		夜間	
与薬介助	1	人	1	人	1	人	1	人
排泄介助	2	人	2	人	2	人	2	人
食事介助	2	人	2	人	2	人	2	人
入浴介助		人		人		人		人
看護処置	1	人	1	人	1	人	1	人
医療機器の管理	1	人	1	人	1	人	1	人
.....		人		人		人		人

1：総論

(5)研修・訓練の企画

- ・BCPは、作成するだけでは実効性があるとは言えません。
- ・危機発生時においても迅速に行動が出来るよう、関係者に周知し、平時から研修、訓練を行う必要があります。
- ・また、最新の知見等を踏まえ、定期的に見直すことも重要です。

①研修・訓練に関するルールの理解

【基準省令】

- ・従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要に研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

【解釈通知】

- ・研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。
- ・職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上<施設サービスは年2回以上>)な教育を実施するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。
- ・また、研修の実施内容についても記録すること。
- ・なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。
- ・訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上<施設サービスは年2回以上>)に実施するものとする。
- ・なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。
- ・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

※ 居宅介護支援事業所における：業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第19条の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

1：総論

(5)研修・訓練の企画

②介護事業所等における業務継続計画(BCP)の作成支援のための研修

介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修➔

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

- ①厚労省研修動画:BCPとは
<https://www.youtube.com/watch?v=KNNmN8Y998A>
- ②厚労省研修動画:共通事項(概要編)
<https://www.youtube.com/watch?v=9ub44AH8Yoc>
- ③厚労省研修動画:共通事項
<https://www.youtube.com/watch?v=QG0vUJA0sIM>
- ④厚労省研修動画:通所サービス固有事項
<https://www.youtube.com/watch?v=XbJCHhmqoc>
- ⑤厚労省研修動画:訪問サービス固有事項
https://www.youtube.com/watch?v=AGJkMvC_TZE
- ⑥厚労省研修動画:居宅介護支援サービス固有事項
<https://www.youtube.com/watch?v=PZlcc69crls>

年に1回以上の研修やシミュレーションとありますが、これは年に**最低1回という意味ではありません!**
下記のあるべき姿への研修設計が重要になってきます!
 ・業務継続計画の具体的内容を職員間で共有できている姿
 ・災害発生時などにおいて、迅速に行動できる姿
 ・事業所内の役割分担や実践するケアを理解できている姿

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

政策について

分界別の政策一覧

健康・医療

子ども・子育て

福祉・介護

障害者福祉

生活保護・福祉一般

介護・高齢者福祉

雇用・労働

年金

分界別の取組み

組織別の政策一覧

各種助成金・奨励金等の制度

介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)の作成を支援するために、研修動画を掲載しましたので是非ご覧ください。

ガイドライン・ひな形のダウンロードはこちら

研修動画の構成

総論	新型コロナウイルス感染症編	自然災害編
1: BCPとは	2: 共通事項 3: 入所系 4: 通所系 5: 訪問系	6: 共通事項(概要編) 7: 共通事項 8: 通所サービス固有事項 9: 訪問サービス固有事項 10: 居宅介護支援サービス固有事項

※項目をクリックするとページ内の動画に移動します。

<介護サービス類型毎の対象項目>
 ・入所系サービス: 1, 2, 3, (6), 7
 ・通所系サービス: 1, 2, 4, (6), 7, 8
 ・訪問系サービス: 1, 2, 5, (6), 7, 9
 ・居宅介護支援サービス: 1, 2, 5, (6), 7, 10
 ※「6: 共通事項(概要編)」は、「7: 共通事項」の内容を、簡潔にまとめたものです。

再生リスト

おわりに

今回は、【自然災害BCPの作成：**総論編**】として、

- ：基本方針
- ：推進体制
- ：リスクの把握
- ：優先業務の選定
- ：研修・訓練の企画

についてお話をさせていただきました。

また、自然災害BCPの作成については、**総論編**のほかに、

- ：平常時の対応編
- ：緊急時の対応編
- ：他施設・地域との連携編

の研修動画もご用意しております。

ご視聴ありがとうございました